

付 録

- 付録 1 流入抑制措置施行自治体へのアンケート票(p2～p11)
- 付録 2 流入抑制措置施行自治体への追加アンケート票(p12～p17)
- 付録 3 処理事業者へのアンケート票(p18～p21)

<付録 1> 流入抑制措置施行自治体へのアンケート票

～県外産廃受入に対する事前協議制度 ご担当者の皆様へ～
事前協議制度の実施実態、運用実態についてご教示のお願い

残暑厳しいおりから、皆様ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

滋賀県立大学 環境科学部 4回生 二宮 健太と申します。

現在、「県外産業廃棄物受入に対する事前協議制度の効果の検証および効果的な制度の検討」というテーマで卒業研究を進めております。

現在までに条例・要綱等の本文から情報をまとめていますがその作業では分からない点、事前協議制度を導入されている都道府県様の運用実態について、アンケートにより把握させていただきたいと考えております。

そのため、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、アンケートにご協力いただければありがたく存じます。

なお、アンケートは、この用紙にご回答いただき（ご教示可能な範囲で結構でございます）、
9月30日までに返信していただければ幸いです。

またご教示いただきました情報については、厳重に管理し、用済み後は確実に消去（及び廃棄）いたしますのでご安心ください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 9 月 1 日

滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科
金谷研究室 4回生 二宮 健太(調査担当者)
〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500
研究室 TEL : 0749-28-8279
FAX : 0749-28-8349
E-Mail : zv13kninomiya@ec.usp.ac.jp

ご教示していただくにあたって

- ご回答は、特に断りのない場合には当てはまる番号を一つだけ○か□でお囲みください。
- 質問によっては「その他（ ）」という選択肢がありますが、この選択肢をお選びになる場合には、（ ）内に具体的な内容についてご教示ください。
- なお、このアンケート票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の二宮まで、お電話・FAXまたはE-Mailにてご連絡いただきますようお願い致します。
- 関連する資料がございます場合、添付いただけると幸いです。

ご教示いただきます貴方様の

お名前	()
都道府県名	()
ご担当部署	()
お電話	()
FAX	()
メールアドレス	()

なお、アンケートにご協力いただいた都道府県の方のうち、調査結果の送付を希望される都道府県の方には卒業論文完成後(平成23年3月中旬)に、卒業論文の要旨を送付させていただきます。

卒業論文要旨の返送を希望されますか。

- A. 希望する (郵送 ・ メール添付 : どちらかに○)
- B. 希望しない

1 事前協議制度の概要について

問1 事前協議制度の概要について以下、該当する箇所についてご教示ください。

(1) 条例名が

「〇〇県県外産業廃棄物搬入に関する事前協議制度に関する条例」等の場合

条例・要綱名 ()

制定年月日 平成 年 月 日

施行年月日 平成 年 月 日

(2) 条例名が

「〇〇県産業廃棄物の処理に関する条例」等の場合

条例・要綱名 ()

事前協議制度の項目を条例等に追加された年月日 平成 年 月 日

施行年月日 平成 年 月 日

問2 施行されている事前協議制度の類型について該当するものをお選びください。

- A. 事前協議制度
- B. 届出制度
- C. 原則禁止
- D. その他 ()

問3 事前協議制度が適用される処分についてお選びください。

- A. 中間処理のみ
- B. 最終処分のみ
- C. 中間処理及び最終処分

問4 問3でA・Bを選ばれた方にお聞きします。事前協議制度が適用されない搬入の場合に、何か他の報告は必要ありますか。

- A. はい
- B. いいえ

問5 問4でAを選ばれた方にお聞きします。その場合に報告する内容をご教示ください。
(箇条書きでも結構です。)

問6 問1でお答えいただいた事前協議制度の制定目的をお選びください。(複数回答可)

- A. 県外産業廃棄物の適正処理の推進
- B. 生活環境の保全
- C. 不法投棄の防止
- D. 最終処分場の確保
- E. 資源の有効利用
- F. その他 ()

問7 条例・要綱の制定の際に、既存の条例等を参考にされましたか。

- A. はい
- B. いいえ

問8 問7でAを選ばれた方にお聞きします。参考自治体とその理由をお教えいただけますか。

- A. はい
- B. いいえ

問9 問8でAを選ばれた方にお聞きします。参考自治体とその理由をご教示ください。
参考自治体 ()

理由：

問 10 事前協議制度適用除外の地域はありますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 11 問 10 で A を選ばれた方にお聞きします。適用除外地域とその理由をご教示ください。
適用除外地域 ()

理由 :

問 12 環境保全協力金に関する協定を県外排出事業者と締結していますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 13 問 12 で A を選ばれた方にお聞きします。環境保全協力金の金額、及びその用途
を下記に記してください。

環境協力保全金額 条件等

(例)	(300)円/t	(中間処理のための搬入時)
	()円/t	()
	()円/t	()
	()円/t	()
	()円/t	()

用途 :

問 14 制定から現在までに条例・要綱の見直しは行われましたか。

- A.はい
- B.いいえ

問 15 問 14 で A を選択された方にお聞きします。見直し時期と内容について下記に記してください。

見直し時期	平成	年	月	日
	平成	年	月	日
	平成	年	月	日

修正内容：

2 事前協議制度の運用実態について

問 16 近年の事前協議件数等のデータはお持ちですか。

- A. はい
- B. いいえ

問 17 問 16 で A を選択された方は、近年の事前協議件数及び受入拒否件数、県内産廃流入量について、可能な限りご教示ください。

	事前協議件数	受入拒否件数	県内産廃流入量(単位:千t)
平成 17 年度			
平成 18 年度			
平成 19 年度			
平成 20 年度			
平成 21 年度			

問 18 問 17 で記入いただいた県内産廃流入量について、その内訳を搬入元の都道府県別にその量をご教示ください。記入欄が不足しましたら、下記空欄をご利用ください。

(記入例)	〇〇県から 10000t	××県から 5000t	△△県から 1000t
平成 17 年度			
平成 18 年度			
平成 19 年度			
平成 20 年度			
平成 21 年度			

問 19 条例施行前年（施行前）の県外産廃流入量と、条例施行年（施行後）の県内産廃流入量の変化について当てはまるものをお選びください。またその当時の流入量を可能な限りご記入ください。（条例が年度途中で制定された場合、制定年度の前年度及び次年度についてご記入ください。）

（ ）年度 （ ）年度

- A. 多くなった （ ） → （ ）
B. 少なくなった （ ） → （ ）
C. 変わらない （ ） → （ ）

問 20 事前協議後、県外産廃の搬入期間に上限はありますか。

- A. ある （ ）年
B. ない

問 21 問 20 で A を選ばれた方にお聞きします。搬入期間の上限を超えた場合、事業者にどのような申請を求めていますか。

- A. 搬入当初と同様の事前協議
B. 搬入当初よりも簡易な事前協議
C. その他（ ）

問 22 事前協議状況を公表されていますか。

- A. はい
B. いいえ

問 23 問 22 で A を選ばれた方にお聞きします。事前協議状況の公表をされる際、どのような方法で行われていますか。

- A. インターネット
B. 広報
C. その他（ ）

問 24 問 23 で A を選ばれた方にお聞きします。事前協議状況の公表の際に記載されているものを選んでください。（複数回答可）

- A. 協議件数 D. 受入事業者数
B. 受入件数 E. 受入事業者名
C. 拒否件数 F. その他（ ）

問 25 近年行った指導について該当するものをお選びください。

- A. 不適正な処理の是正
B. 協議内容違反の指導
C. 事前協議をせずに搬入した事業者への指導
D. その他（ ）

問 26 近年の指導・勧告件数についてご教示ください。またその件数の種類別内訳を問 25 の A~D についてご記入ください。

	指導・勧告件数	種類別内訳
記入例	15	A 7件、B 4件、D 4件
平成 17 年度		
平成 18 年度		
平成 19 年度		
平成 20 年度		
平成 21 年度		

問 27 条例施行から現在までに、事業者に対する立入調査等が行われましたか。

- A. はい
- B. いいえ

問 28 問 27 で A を選択された方にお聞きします。立入調査の頻度と調査理由、調査内容をご教示ください。

[頻度] (複数回答可)

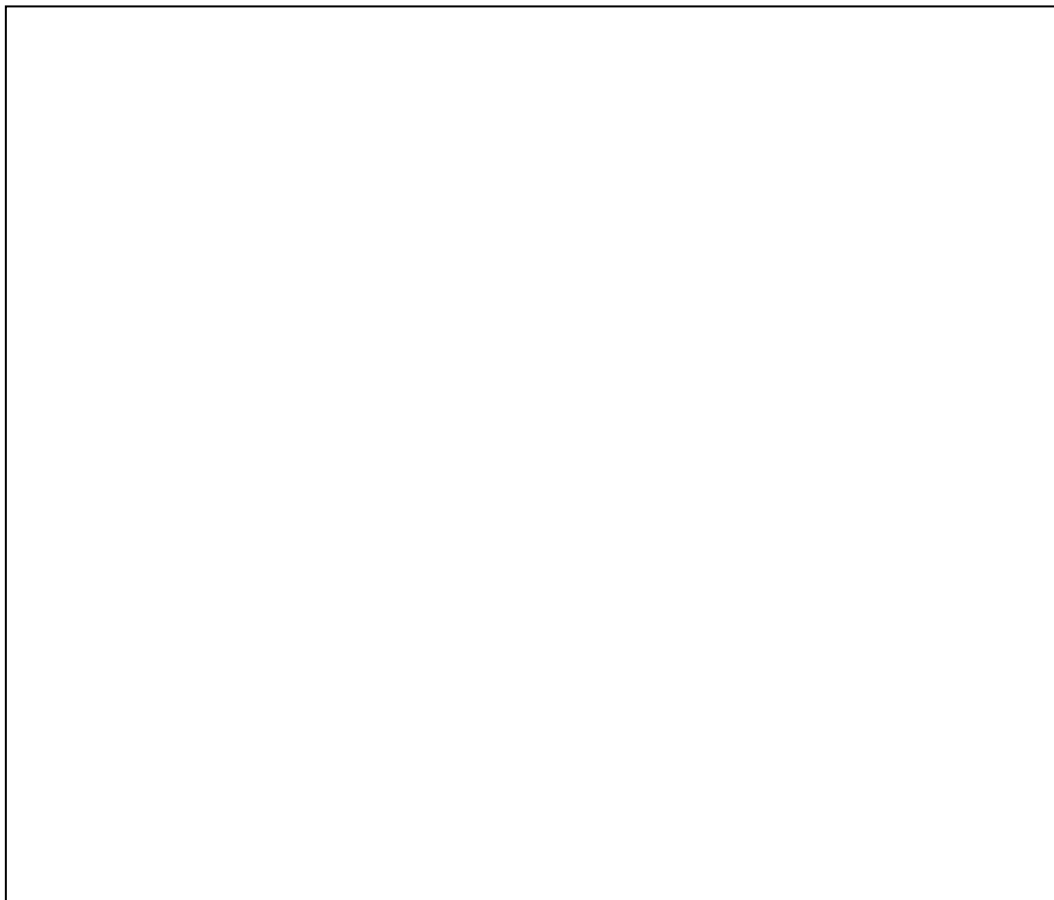
- A. 1年に1回程度
- B. 半年に1回程度
- C. 不定期
- D. 問題が発生したとき
- E. その他 ()

[調査理由]

[調査内容] (複数回答可)

- A. 排出工程等の検査
- B. 資料の提出
- C. 意見の聴取
- D. その他 ()

問 29 現在の県外産業廃棄物に対する事前協議制度の課題や問題点をご教示ください。



ご協力ありがとうございました。

<付録2> 流入抑制措置施行自治体への追加アンケート票

自治体への追加アンケートでは大問1の「事前協議に関する質問」は対象自治体全ての共通質問であるが、大問2はそれぞれの対象に別の内容について質問した項目である。

～県外産廃受入に対する事前協議制度 ご担当者の皆様へ～
事前協議制度の実施実態、運用実態についてご教示のお願い

前略

滋賀県立大学環境科学部4回生二宮健太と申します。

先日は卒業研究に関するアンケートにご協力いただきありがとうございました。各都道府県様からご返信いただいたアンケート結果をもとに、新たな疑問点等を対象となる都道府県を限定し、この度追加アンケートとして送らせていただいております。

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、引き続きアンケートにご協力いただければありがたく存じます。

なお、アンケートは、この用紙にご回答いただき、11月15日までに返信していただければ幸いです。

またご教示いただきました情報については、厳重に管理し、用済み後は確実に消去（及び廃棄）いたしますのでご安心ください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

草々
平成22年 10月 25日

滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科
金谷研究室 4回生 二宮 健太(調査担当者)
〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500
研究室 TEL : 0749-28-8279
FAX : 0749-28-8349
E-Mail : zv13kninomiya@ec.usp.ac.jp

ご教示していただくにあたって

- このアンケート票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の二宮まで、お電話・FAX または E-Mail にてご連絡いただきますようお願い致します。
- 関連する資料がございました場合、添付いただけると幸いです。

ご教示いただきます貴方様の

お名前	()
都道府県名	()
ご担当部署	()
お電話	()
FAX	()
メールアドレス	()

1 事前協議に関する質問

問 1 事前協議又は届出制度を制定される際、その協議内容・届出内容はどのようにして決められましたか。(事業者との話し合い等、事前協議制度制定までの経緯をご教示下さい。)

問 2 事前協議又は届出制度を制定した際、専門家や有識者等による制度内容の審査や意見聴取をされましたか。

- A. はい
- B. いいえ

問 3 問 2 で A を選ばれた方にお聞きします。その審査等に関わった人の職種及び人数をご教示ください。

人数 () 人
職種 () ()
 () ()

問 4 新規の事前協議及び変更協議 (以下、事前協議等)、又は届出の審査を担当されているグループは何名で構成されていますか。 () 人

問 5 事前協議等、又は届出の認可にかかる期間は申請からどの程度ですか。

新規協議 ()
変更協議 ()
届出 ()

問 6 事前協議等、又は届出の際に提出された書類について、実際に審査している項目を選んでください。(複数選択可)

- A. 排出事業者の名称・所在地
- B. 搬入する県外産廃の量
- C. 搬入する県外産廃の性状
- D. 搬入する県外産廃の種類
- E. 県外産廃を搬入する期間
- F. その他 ()

問 7 問 6 で選択された項目について、申請者が虚偽の申請をしている可能性もあるかと思われませんが、実際にはどのように申請内容の裏付けをしていらっしゃいますか。

2 届出制度に関する質問

問 8 (1)事前協議制度ではなく、届出制度にしている理由は何ですか。

(2)近隣の都道府県が事前協議制度を制定している場合、届出制度の都道府県には県外産廃がより多く流入するということが予想されますが、実際にはどのようなになっていますか。

2 環境保全協力金に関する質問

問 8 (1)環境保全協力金の金額は事業者の立場から見ても適切であると考えている。

- A. はい
- B. いいえ

(2)環境保全協力金協定を制定していることは県外産廃の流入量の増減に影響があると考えている。

- A. はい
- B. いいえ

(3)環境保全協力金は県外産廃の適正処理推進等に効果的に使われている。

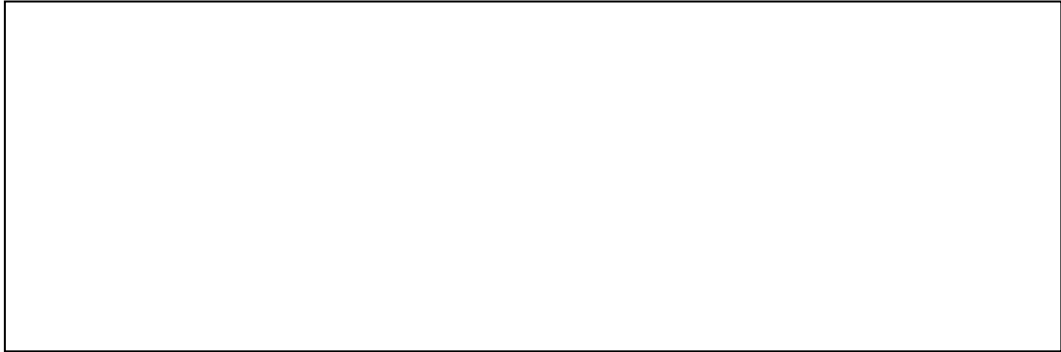
- A. はい
- B. いいえ

(4)環境保全協力金の協定締結を制定していない都道府県が、制定していない理由は何だと思われますか。

(5)その他、環境保全協力金に関して課題や問題点等ありましたらご教示ください。

2 県外産業廃棄物の搬入原則禁止に関する質問

問 8 現在、九州の中でも県外産廃受入を原則禁止としている県が 3 つ、事前協議制度を行っている県が 3 つ、条例のない県が 1 つとなっていますが、条例の有無によって九州の地域内で産廃が集中することによる問題等は発生しないのですか。



問 9 原則禁止としている都道府県は全国にもいくつかありますが、実際には少なからず県外産廃の受入を行っているようです。これらは本当に条例通りに「やむを得ない」と判断され受入をされているのでしょうか。



ご協力ありがとうございました。

<付録 3> 処理事業者へのアンケート票

～県外産廃受入に対する事前協議制度 ご担当者の皆様へ～
事前協議制度の運用実態についてご教示のお願い

冷秋の候、皆様ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

突然のお願いで大変失礼致します。私は滋賀県立大学環境科学部 4 回生の二宮健太と申します。現在、「県外からの産業廃棄物受入に対しての事前協議制度の施行実態及び運用実態の把握」というテーマで卒業研究を進めております。

現在までに各都道府県の条例・要綱等の本文から基礎情報をまとめ、その作業では分からない点、および事前協議制度を導入されている都道府県様の実施・運用実態について、アンケート調査を行ってまいりました。しかし都道府県様へのアンケートだけでは運用実態の把握には至らないことから、この度対象となる処理業者様へのアンケート調査を実施させていただいております。そのため、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、アンケートにご協力いただければありがたく存じます。

この卒業研究の論文のは、今後の事前協議制度の見直し等の参考となることを目的としていますので、完成後その要旨を各都道府県様へお送りさせていただきます。事業者様の企業名等は論文で公表しませんので、よりよい事前協議制度のためにもみなさまの率直なご意見をお書き下さい。

なお、アンケートは、この用紙にご回答いただき（ご教示可能な範囲で結構でございます）、急ではございますが 11月15日までに返信していただければ幸いです。

またご教示いただきました情報については、厳重に管理し、用済み後は確実に消去（及び廃棄）いたしますのでご安心ください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 10 月 29 日

滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科
金谷研究室 4 回生 二宮 健太(調査担当者)
〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500
研究室 TEL : 0749-28-8279
FAX : 0749-28-8349
E-Mail : zv13kninomiya@ec.usp.ac.jp

ご教示していただくにあたって

- このアンケート票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の二宮まで、お電話・FAX または E-Mail にてご連絡いただきますようお願い致します。
- 関連する資料がございました場合、添付いただけると幸いです。

ご教示いただきます貴方様の

お名前	()
企業名・事業所名	()
ご担当部署	()
お電話	()
FAX	()
メールアドレス	()

なお、アンケートにご協力いただいた事業者の方のうち、集計結果の送付を希望される事業者の方には卒業論文完成後(平成 23 年 3 月中旬)に、卒業論文の要旨を送付させていただきます。

- ・ 卒業論文要旨の返送を希望されますか。
 - A. 希望する (郵送 ・ メール添付 : どちらかに○)
 - B. 希望しない

問 1 御社では現在までに県外で排出された産業廃棄物の受入を行ったことがありますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 2 御社の処理及び処分施設が所在する都道府県において事前協議制度又は届出制度が施行された年度の前後で、県外から当該施設へ搬入された産業廃棄物の搬入量の変化について以下から 1 つお選びください。

- A. 増加した
- B. 減少した
- C. 変わらない
- D. 不明

問 3 問 2 で A または B を選ばれた方にお聞きします。それぞれに具体的な数値がお分かりになる場合、その変化量についてご教示ください。

(例) (H 5) 年度 (H 6) 年度
(12000t → 7000t)

(回答) () 年度 () 年度
(→)

問 4 事前協議制度が導入された際、都道府県の担当者からの説明はありましたか。

- A. はい
- B. いいえ

問 5 問 5 で A を選ばれた方にお聞きします。実際にどのような説明が行われましたか。説明方法や内容など、できるだけ具体的にご教示ください。

(例) ・メールでの情報提供 ・説明会が開催された ・文書での通達 等

問 6 事前協議及び届出制度では制度上、排出事業者による申請が求められますが、現実には排出事業者の手間を鑑みて、受入先である中間処理業者様及び最終処分業者様による申請がなされていると推察します。

御社ではそういった申請の代行を行っていらっしゃいますか。また行っている場合、それは御社に搬入している事業者の何割を占めていますか。

- ・申請の代行を（ 行っている / 行っていない ）
- ・割合（ ）

問 7 事前協議制度及び届出制度が施行されたことで御社にかかる負担はどのように変化しましたか。

- (1) 経済面での負担 A. 増加した B. 減少した C. 変わらない
- (2) 作業量の負担 A. 増加した B. 減少した C. 変わらない
- (3) その他（ ）

問 8 問 6 の(1)、(2)で A または B を選ばれた方にお聞きします。それぞれの理由についてご教示ください。

問 9 県外産廃に関する事前協議制度について、事業者の皆さま側からの問題点や課題等ありましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。